

広島市告示第83号
令和8年3月2日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和8年3月1日

広島市長 松井 一 寛

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
有限会社めぐみ	めぐみ訪問介護事業所御幸	広島市南区宇品御幸四丁目14番7-1号	訪問介護
株式会社シーユーシー・ホスピス	介護クラーク広島	広島市西区井口鈴が台一丁目1番8号	訪問介護
株式会社シーユーシー・ホスピス	看護クラーク広島	広島市西区井口鈴が台一丁目1番8号	訪問看護及び介護予防訪問看護
有限会社エムアンドアール	訪問看護ステーションあかね	広島市安佐南区長東西二丁目4番34-2号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社もみじ	らいず訪問看護	広島市安佐南区伴東五丁目29番12-302号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社シラス	訪問看護ステーションれもん	広島市安佐北区安佐町くすの木台54番20号	訪問看護及び介護予防訪問看護
SOMPOケア株式会社	SOMPOケアラヴィーレ平和大通り	広島市西区都町42番2号	特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護